

平成 2 8 年度 寒川町高齢者ガイド



寒川町 福祉部 高齢介護課



目 次

❀ 認知症ってなんだろう	1-4
認知症とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
認知症の症状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
中核症状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
行動・心理症状（BPSD）・・・・・・・・	2
認知症かなと思ったら・・・・・・・・	3
家族が認知症と診断されたら・・・・・・・・	4
認知症の人への対応・・・・・・・・	4
認知症を予防するために・・・・・・・・	4
❀ 認知症ケアパス一覧表	5-6
認知症ケアパス一覧表・・・・・・・・	5-6
❀ 介護保険サービス	7-10
介護保険とは・・・・・・・・・・・・・・・・	7-8
介護保険サービスの紹介・・・・・・・・	9-10
❀ 各種サービスのご案内	11-24
高齢者やその家族への公共サービス・・・・・・・・	11-14
介護に関する教室の開催・・・・・・・・	15-18
寒川町社会福祉協議会のサービス事業・・・・・・・・	19-23
成年後見制度って？・・・・・・・・	24
❀ 各種相談先	25-30
寒川町シルバー人材センター・・・・・・・・	25
ゆめクラブ寒川（寒川町老人クラブ連合会）・・・・	26
寒川町ふれあいセンター・・・・・・・・	27
寒川町地域包括支援センター・・・・・・・・	28
寒川介護者のつどい・・・・・・・・	28
その他の問合せ先・・・・・・・・	29-30



🌸 認知症ってなんだろう？

🌸 認知症とは

認知症とは、脳に起きた何らかの障がいによって、その機能が低下し、日常生活を送ることが困難になる病気です。

例えば「人の名前が思い出せない」のは、単なる物忘れですが、認知症の場合には、家族と自分との関係そのものが分からなくなるなど、周囲の状況を把握したり判断したりする力が衰えていくのが特徴です。

【認知症の物忘れと健康な物忘れの違い】

認知症の物忘れ

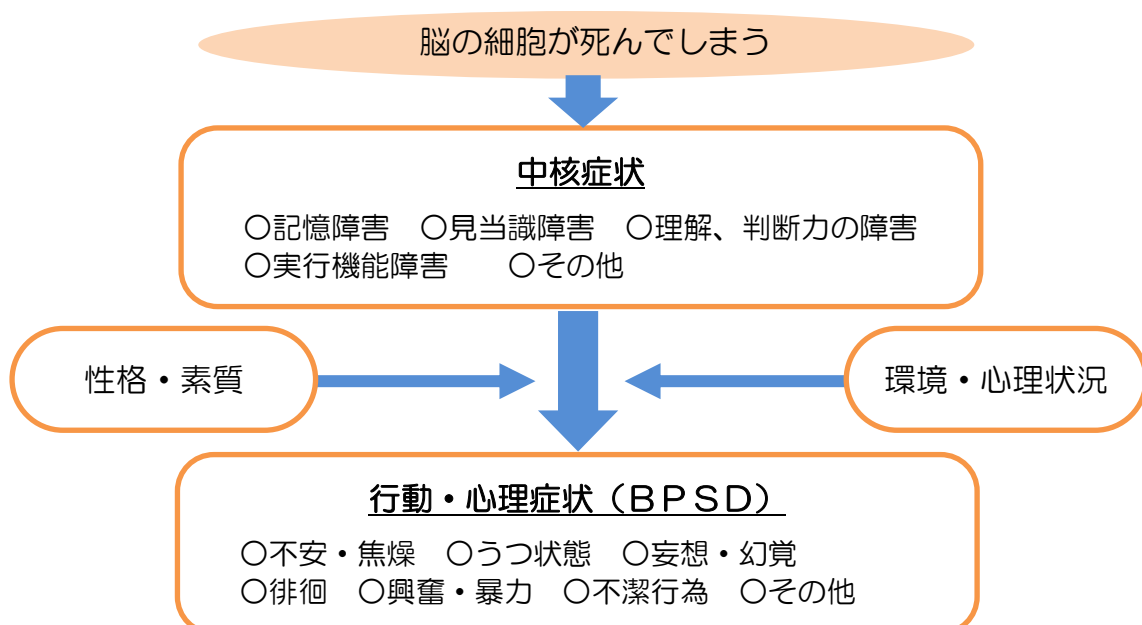
- ・ 行為自体を忘れる
（例：食事をしたこと自体を忘れる）
- ・ 家族、自分の家、季節がわからなくなる
（例：家族との関係性を忘れる）

健康な物忘れ

- ・ 行為の一部を忘れる
（例：食事のメニューを忘れる）
- ・ 家族、自分の家、季節がわからなくなることはない
（例：名前を忘れたが、誰かはわかる）

🌸 認知症の症状

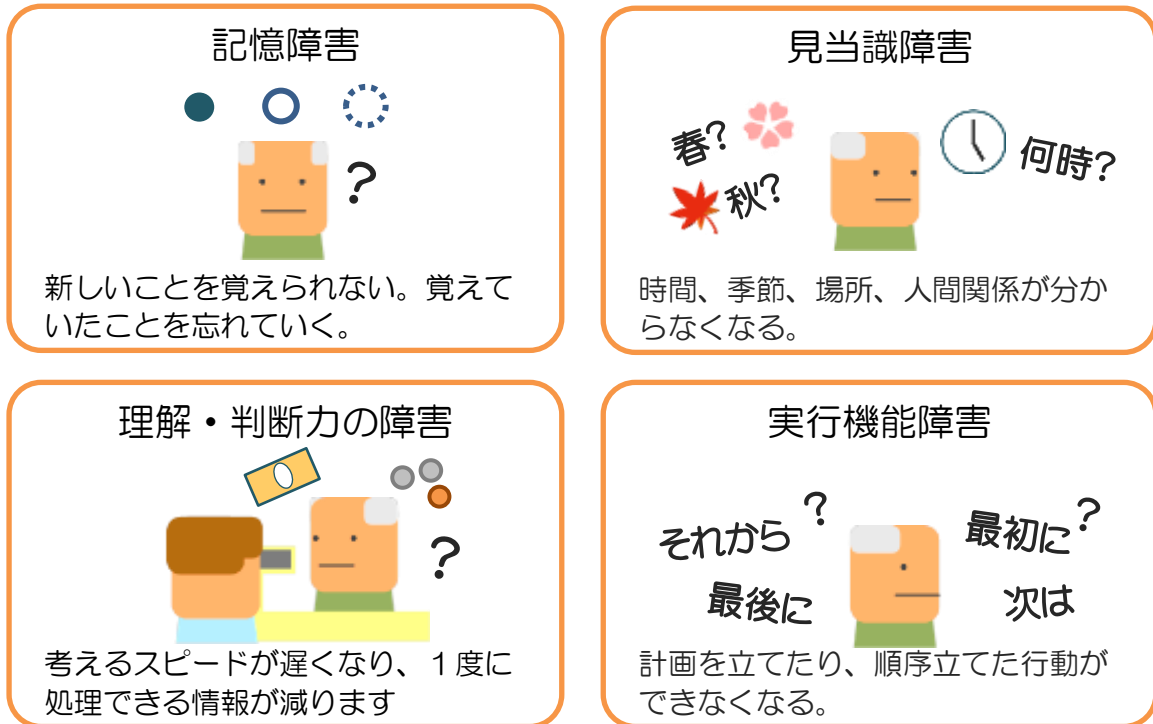
認知症の症状には、「中核症状」と呼ばれる症状と、「行動・心理症状（BPSD）」と呼ばれる症状があります。「中核症状」は、脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状であり、「行動・心理症状（BPSD）」とは、本人がもともと持っている性格や環境、人間関係など様々な要因がからみ合って起こる症状です。



中核症状

中核症状は、どのタイプの認知症にもおこり、進行していきます。

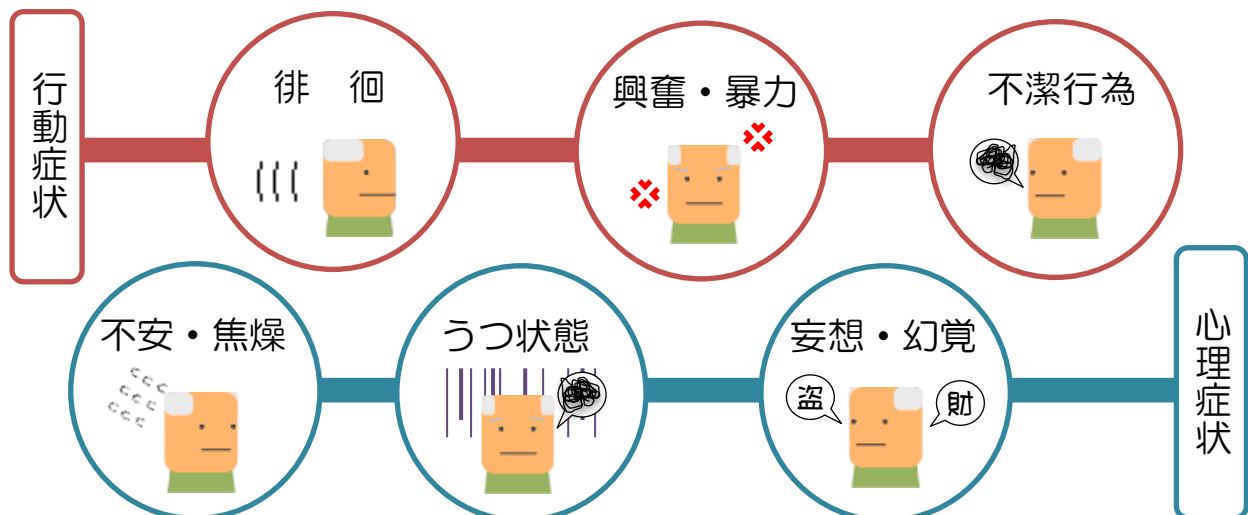
【代表的な中核症状】



行動・心理症状（BPSD）

行動・心理症状は認知症すべての方に起こる症状ではなく、周囲の環境で変わります。疾患の重症度や進行とは、必ずしも比例しません。

【行動・心理症状（BPSD）の例】



認知症ってなんだろう？

認知症かなと思ったら

気になる症状がみられたら、早めに相談窓口などへ相談して下さい。症状のなかには、他の病気が原因のものや、治療が可能なものもあります（正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫など）。対処の仕方によっては、症状を和らげることや、薬により進行を遅らせることも可能です。

認知症の兆候に気づいても、対応を先延ばしにすると、いざ病院へ行ったときには認知症がかなり進行していたということになりかねません。

まずは、寒川町地域包括支援センター（p. 28）へ、早めの相談を心掛けるようにしてください。

「認知症」早期発見のめやす

もの忘れがひどい

- ☐ 1. 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- ☐ 2. 同じことを何度も言う・問う・する
- ☐ 3. しまい忘れ、置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- ☐ 4. 財布・通帳・衣服などを盗まれたと人を疑う

判断・理解力が衰える

- ☐ 5. 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- ☐ 6. 新しいことが覚えられない
- ☐ 7. 話のつじつまがあわない
- ☐ 8. テレビ番組の内容が理解できなくなった

時間・場所がわからない

- ☐ 9. 約束の日時や場所を間違えるようになった
- ☐ 10. 慣れた道でも迷うことがある

人柄が変わる

- ☐ 11. 些細なことで怒りっぽくなった
- ☐ 12. 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- ☐ 13. 自分の失敗を他人のせいにする
- ☐ 14. 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

不安感が強い

- ☐ 15. ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- ☐ 16. 外出時持ち物を何度も確かめる
- ☐ 17. 「頭が変になった」と本人が訴える

意欲がわかなくなる

- ☐ 18. 下着を替えず 身だしなみを構わなくなった
- ☐ 19. 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ☐ 20. ふさぎ込んで何をするのもおっくうがり、いやがる

※「認知症の人と家族の会」による認知症の早期発見のめやす より



家族が認知症と診断されたら

認知症と診断されたら、治療方法はもちろんですが、どのように生活していけばよいかについて、医療機関や介護スタッフとよく相談することが大切です。

介護に疲れ切ってしまう前に、専門家に相談を行い、介護保険サービス(p. 7-10)や町等が行っているサービス(p. 11-24)などから適切なサービスを利用し、出来るだけ負担なく介護を行える環境を整えていきましょう。

また、寒川町地域包括支援センター(p. 28)は、高齢者に関する総合的な相談窓口として対応を行っています。電話や窓口での相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

認知症の人への対応

認知症の人と対応するときは、認知症でない人との対応と基本的には変わることはありません。そのうえで、認知症の人には、認知症への正しい理解に基づく対応が必要になるということだけです。

認知症について、より詳しく知りたい方は、町の主催する介護教室や認知症サポーター養成講座(p. 15)へ参加することをおすすめします。

【認知症の人への対応の心得“3つの「ない」”】

1. 驚かせない

2. 急がせない

3. 自尊心を傷つけない

認知症を予防するために

脳の老化にともない誰でも認知症となる可能性があります。しかし、現在では、生活習慣を変えることで、発症を遅らせる可能性があることがわかってきています。

とくに、楽しく運動をすることで、脳のアルツハイマー病変を弱め、記憶を司る海馬の働きを高めることが示されており、認知症の発症や進行を遅らせることが期待できます。

町でも、高齢者の方へ向けた介護予防事業に取り組んでおり、専門家による健康を維持するための生活習慣（運動や食事）を身に付けられる教室を実施しています。広報さむかわで募集をしておりますので、お申し込み下さい(p. 16-18)

認知症ケアパス一覧表

認知症ケアパス一覧表

認知症ケアパス一覧表とは、地域の高齢者ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、また、その家族が安心できるように、認知症と疑われる症状が発生した場合に、その状態に応じたサービスが一目でわかるようにしたものです。

認知症の生活機能障害 サービスの種類	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立
	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している
介護予防・悪化予防	介護予防教室 (p. 16-18)	介護予防教室 (p. 16-18)
他者とのつながり支援	シルバー人材センター (p. 25) ゆめクラブ寒川 (p. 26)	シルバー人材センター (p. 25) ゆめクラブ寒川 (p. 26)
仕事・役割支援	シルバー人材センター (p. 25)	シルバー人材センター (p. 25)
安否確認・見守り	緊急通報システム (p. 12) SOS ネットワーク (p. 13)	緊急通報システム (p. 12) SOS ネットワーク (p. 13)
生活支援	配食サービス (p. 11) ごみの訪問収集 (p. 11) 生活管理指導短期宿泊 (p. 12) スポーツサウナ利用助成 (p. 14) ☆サポートさむかわ (p. 21) ☆資金の貸付 (p. 22)	配食サービス (p. 11) ごみの訪問収集 (p. 11) 生活管理指導短期宿泊 (p. 12) スポーツサウナ利用助成 (p. 14) ☆サポートさむかわ (p. 21) ☆資金の貸付 (p. 22) ☆日常生活自立支援事業 (p. 23)
身体介護	☆福祉有償運送 (p. 20) ☆車いす貸出サービス (p. 21)	★生活環境を整えるサービス (p. 10) ☆福祉有償運送 (p. 20) ☆車いす貸出サービス (p. 21)
医療	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)
家族支援	介護教室 (p. 15) 寒川町地域包括支援センター (p. 28) 介護者のつどい (p. 28)	介護教室 (p. 15) 寒川町地域包括支援センター (p. 28) 介護者のつどい (p. 28)
緊急時支援 (精神症状がみられる等)	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)
居住系サービス グループホーム、介護老人福祉施設等		★地域密着型サービス (p. 10)



※各サービスの内容やお問い合わせ先は、それぞれのページに掲載しております。

※介護保険サービスには「★」をつけています。

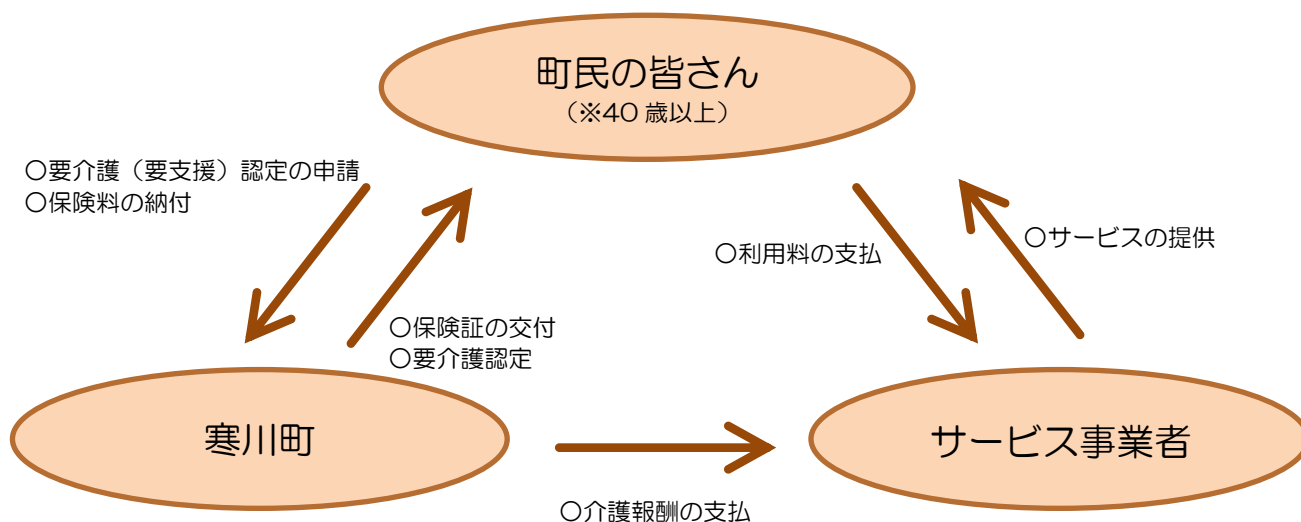
※社会福祉協議会のサービスには「☆」をつけています。

誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレなどがうまくできない	ほぼ寝たきりで意志の疎通が困難である
★在宅サービス (p. 9) ★地域密着型サービス (p. 10)	★在宅サービス (p. 9) ★地域密着型サービス (p. 10)	★在宅サービス (p. 9) ★施設サービス (p. 10) ★地域密着型サービス (p. 10)
★在宅サービス (p. 9) ★地域密着型サービス (p. 10) ゆめクラブ寒川 (p. 26)	★在宅サービス (p. 9) ★地域密着型サービス (p. 10)	★在宅サービス (p. 9) ★施設サービス (p. 10) ★地域密着型サービス (p. 10)
★在宅サービス (p. 9) ★地域密着型サービス (p. 10)	★在宅サービス (p. 9) ★地域密着型サービス (p. 10)	★在宅サービス (p. 9) ★施設サービス (p. 10) ★地域密着型サービス (p. 10)
★在宅サービス (p. 9) 緊急通報システム (p. 12) SOS ネットワーク (p. 13)	★在宅サービス (p. 9) 緊急通報システム (p. 12) SOS ネットワーク (p. 13)	★在宅サービス (p. 9) 緊急通報システム (p. 12) SOS ネットワーク (p. 13)
配食サービス (p. 11) ごみの訪問収集 (p. 11) 生活管理指導短期宿泊 (p. 12) スポーツサウナ利用助成 (p. 14) ☆サポートさむかわ (p. 21) ☆資金の貸付 (p. 22) ☆日常生活自立支援事業 (p. 23) 成年後見制度 (p. 24)	配食サービス (p. 11) ごみの訪問収集 (p. 11) 生活管理指導短期宿泊 (p. 12) スポーツサウナ利用助成 (p. 14) ☆紙おむつ代助成 (p. 19) ☆サポートさむかわ (p. 21) ☆資金の貸付 (p. 22) ☆日常生活自立支援事業 (p. 23) 成年後見制度 (p. 24)	配食サービス (p. 11) ごみの訪問収集 (p. 11) 生活管理指導短期宿泊 (p. 12) スポーツサウナ利用助成 (p. 14) ☆紙おむつ代助成 (p. 19) ☆サポートさむかわ (p. 21) ☆資金の貸付 (p. 22) 成年後見制度 (p. 24)
★生活環境を整えるサービス (p. 10) ☆福祉有償運送 (p. 20) ☆車いす貸出サービス (p. 21)	★生活環境を整えるサービス (p. 10) ☆福祉有償運送 (p. 20) ☆車いす貸出サービス (p. 21)	★生活環境を整えるサービス (p. 10) ☆福祉有償運送 (p. 20) ☆車いす貸出サービス (p. 21)
認知症診療を行う医療機関 (p. 30)	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)
介護教室 (p. 15) 寒川町地域包括支援センター (p. 28) 介護者のつどい (p. 28)	介護教室 (p. 15) 寒川町地域包括支援センター (p. 28) 介護者のつどい (p. 28)	介護教室 (p. 15) 寒川町地域包括支援センター (p. 28) 介護者のつどい (p. 28)
認知症診療を行う医療機関 (p. 30)	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)	認知症診療を行う医療機関 (p. 30)
★地域密着型サービス (p. 10)	★地域密着型サービス (p. 10)	★施設サービス (p. 10) ★地域密着型サービス (p. 10)

介護保険サービス

介護保険とは

町内にお住まいの 40 歳以上の方は、加入者（被保険者）となって町に介護保険料を納めていただいています。介護や支援が必要となったとき、認定を受けた上でサービス事業者が提供する介護保険サービスが利用できます。



介護保険サービスを利用できる人

① 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）

→65 歳以上の方は、原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

② 40 歳以上 65 歳未満の人（第 2 号被保険者）

→40 歳以上 65 歳未満の方は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

介護保険の保険証について

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に 1 人に 1 枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。（※65 歳に到達する月に交付。40 歳以上 65 歳未満の方は、認定を受けた場合に交付）介護保険の認定申請を行う際などに必要となりますので、大切に保管をして下さい。



❀ 介護保険サービス利用までの流れ

介護保険サービスを利用するには、認定申請を行い「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

1. 要介護（要支援）認定の申請をする

【申請が出来る人】

本人または家族、成年後見人、地域包括支援センター、
省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保健施設 等

2. 認定調査を受ける

3. 審査会の結果を受け取る

要 介 護
1～5

介護保険の介護サービス（介護給付）が利用できます。
居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）と契約してケアプランを作成し、サービスを利用していきます。

要 支 援
1～2

介護保険の介護予防サービス（予防給付）が利用できます。
寒川町地域包括支援センターがケアプラン作成を行い、サービスを利用していきます。

非 該 当

介護保険のサービスは利用できません。
町が開催している介護予防事業や高齢福祉のサービスなど、認定がなくても利用できるサービスの利用をご検討下さい。

※認定結果の有効期限は原則として新規の場合は6ヵ月、更新認定の場合は12ヵ月です（月途中の申請の場合は、その末日までの期間＋有効期間）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

❀ ご利用になるには

まずは、お電話等で町役場高齢介護課、もしくは寒川町地域包括支援センターへご相談下さい。

【お問い合わせ先】 高齢介護課 介護保険担当 74-1111

寒川町地域包括支援センター 72-1294

介護保険サービス

介護保険サービスの紹介

要介護・要支援と認定された人は、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）^{※1}や地域包括支援センターの作成するケアプランに基づき、要介護区分に応じた上限額（支給限度額）まで、介護保険サービスを1割（2割）の自己負担で利用できます。（上限を超えてサービスを利用する場合、超過分は全額自己負担となります。）

種類	サービス名	サービス内容
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。
	訪問看護	主治医の指示に基づいて、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している人へ食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を提供します。
	通所介護（デイサービス）	特別養護老人ホーム又はデイサービス事業所に通い、食事、入浴などの日常生活支援や、機能訓練などの支援を日帰りで行います。
	通所リハビリテーション（デイケア）	主治医が必要と認めた場合に、介護老人保健施設や医療機関などで、リハビリや食事、入浴、健康チェックなどを日帰りで行います。
	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

※1 ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり、次のような役割を担っています。

- ・利用者や家族の相談に応じアドバイスを行う
- ・サービス事業者との連絡調整
- ・利用者の希望に沿ったケアプランの作成
- ・施設入所を希望する人に適切な施設の紹介



種類	サービス名	サービス内容
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
	介護老人保健施設 (老健)	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
	介護療養型医療施設 (療養病床など)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が認知症専門のデイサービス事業所やグループホームに通い、食事、入浴、排せつなどの日常生活支援や、機能訓練などを日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が専門のスタッフの援助を受けながら、共同生活をする施設です。
	小規模多機能型通所介護	デイサービスに類する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できます。
生活環境を整えるサービス	福祉用具貸与	車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける福祉用具をレンタルできます。※用具の種類や事業者により金額は変わります。
	特定福祉用具販売	特定福祉用具（ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など）を県の指定を受けた事業者から購入したとき、費用の一部を支給します。
	住宅改修	在宅における住環境の改善を目的とした、段差を解消したり、廊下や階段に手すりをつけたりするなどの小規模な改修に対して、費用の一部を支給します。

※要支援の人は施設サービスの利用ができません。また、施設サービスを利用した場合は、1割（2割）のサービス費用負担の他に、居住費、食費、日常生活費がかかります。

※地域密着型サービスは、市区町村によって内容がことなり、原則、他市町村のサービスは利用できません。

各種サービスのご案内

高齢者やその家族への公共サービス

町内在住の高齢者の方が日々の生活で不便を感じることがないように、また、高齢者を介護している家族の負担軽減のために、様々なサービスを提供しています。

配食サービス

食事の支度が困難な高齢者に対し、ご自宅まで給食をお届けして栄養のバランスがとれた給食を提供するとともに、安否確認を行います。

対象者・・・食事の支度が困難な町内在住の高齢者（65 歳以上）で、ひとり暮らしや、高齢者のみの世帯の方。

内 容・・・昼食をおおむね週 1 回程度（週 4 回を上限）お届けします。

利用料・・・450 円（1 回につき）



ご利用になるには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談下さい。

【お問い合わせ先】寒川町地域包括支援センター 72-1294

ごみの訪問収集（ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬）

指定収集場所へのごみ出しが常時困難な世帯を戸別に訪問してごみ等を収集することで、安否確認と衛生的な生活環境の改善を図ります。

対象者・・・ねたきり、独居、重度障がいなどの理由から指定収集場所へのごみ出しが常時困難な高齢者世帯。

内 容・・・可燃ゴミの収集（週 2 回以内）

可燃粗大・不燃・紙ボロ類の収集（月 1 回）

プラスチック製容器包装の収集（月 2 回以内）

利用料・・・なし

ご利用になるには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談下さい。

【お問い合わせ先】寒川町地域包括支援センター 72-1294



✿ 緊急通報システム

慢性疾患等で常に注意を要する高齢者へ、緊急事態発生時に、迅速な救援体制をとるための通報機械を貸し出します。

対象者・・・独居や高齢者のみの世帯で、慢性疾患等で常に注意を要する町内在住の高齢者（65歳以上）

内 容・・・緊急通報用機械の貸し出し（緊急事態発生時の連絡、定期的な安否確認等）

※NTTアナログ回線使用が前提。また、緊急事態発生時にかけつけられる協力員が3名必要。

利用料・・・設置費用 5,000 円（税抜）

通話料は自己負担



✿ ご利用になるには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談下さい。

【お問い合わせ先】寒川町地域包括支援センター 72-1294

✿ 生活管理指導短期宿泊

生活機能の低下が見られる高齢者で、在宅での生活が一時的に困難な方を養護老人ホームで短期間（30日以内）お預かりし、生活習慣に関する支援等を行います。

対象者・・・町内在住で身体的には自立しているが一時的に養護する必要がある高齢者（65歳以上）

内 容・・・養護老人ホームへの宿泊及び生活習慣に関する支援等（30日以内）

利用料・・・1日につき500円（※生活保護世帯は無料）

食事代は別途1日につき800円



✿ ご利用になるには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談下さい。

【お問い合わせ先】高齢介護課 高齢福祉担当 74-1111

各種サービスのご案内

徘徊老人のためのSOSネットワーク事業

高齢者が行方不明になったときなどに備えて、事前登録を行い、少しでも早くご家族の元に帰れるよう、高齢者の生命と安全を守るためのシステムです。

対象者・・・町内在住の高齢者（65 歳以上）

内 容・・・SOSネットワークへの事前登録と関係機関への情報共有

利用料・・・なし

ご利用になるには

申請書に必要事項を記入の上、本人顔写真を添付して、高齢介護課 高齢福祉担当へ提出して下さい。

【お問い合わせ先】 高齢介護課 高齢福祉担当 74-1111

徘徊について

認知症になると、記憶力・判断力が低下したことから、自分がどこにいるのか、家がどこなのかがわからず、道に迷ってしまうことがあります。

思いもよらない遠い場所まで移動してしまうこともあり、介護をしている家族としては、大変に不安な思いをすることもあります。

交通事故や、転倒による怪我、脱水などによる衰弱など、徘徊が長期に及ぶと生命にかかわる危険も考えられ、普段から上記のSOSネットワークに登録するなどの対策を行うことが大切になってきます。

また、本人にとっては、なんらかの理由があって徘徊をしている場合があり、それぞれの理由を考えて対応する必要があります。

徘徊している高齢者を見つけたら

- ・季節に合わない服を着ている
- ・寝間着姿、パジャマ
- ・左右でちぐはぐな靴を履いている
- ・持ち物に名札がついている

など、徘徊と思われる高齢者がいたら、「どちらまでお出かけですか」と優しく声をかけてみてください。その上で、認知症による徘徊とわかったら、家族や警察へ連絡してください。

茅ヶ崎警察署 0467-82-0110



スポーツサウナ利用助成

高齢者が寒川総合体育館のスポーツサウナ（浴室・サウナ室）を利用する際の助成を行います。

対象者・・・町内在住の高齢者（65 歳以上）

内 容・・・寒川総合体育館のスポーツサウナ（浴室・サウナ室）利用料の助成

利用料・・・400円（1 回につき/通常料金600円）

ご利用になるには

町役場高齢介護課窓口で申請し、カードを受け取って下さい。ご利用時にはカードの提示が必要となります。（カードは2年間有効。有効期限が切れる 1 ヶ月前から継続申請が出来ます。紛失等の際はお問い合わせ下さい）。

【お問い合わせ先】 高齢介護課 高齢福祉担当 74-1111

各種サービスのご案内

介護に関する教室の開催

寒川町では、いつまでも元気で健康でいるための介護予防教室や、介護が必要になった人やその家族に向けた介護教室を実施しています。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解するための講座です。講座を受講した方には、「認知症サポーター」の証として「オレンジリング」を進呈します。

対象者・・・概ね 10 名以上の団体、グループ

内 容・・・認知症の基礎知識、早期診断の重要性、認知症の人への対応など（概ね 1 時間半）

利用料・・・無料（※会場の確保は申請者をお願いいたします）

参加するには

申込により随時開催します。実施予定日の 40 日前までに高齢介護課までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】 高齢介護課 高齢福祉担当 74-1111



家族介護教室

高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、高齢者等の在宅生活が継続、向上するよう教室を開催します。

対象者・・・町内在住で高齢者（65 歳以上）を現在介護している家族や近隣の援助者、介護について知りたい方

内 容・・・介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技能を習得する

利用料・・・無料

認知症高齢者介護教室

認知症高齢者等の家庭における家族との日常生活を理解し、また、認知症に対する正しい理解を深め、認知症高齢者への対応方法を学びます。

対象者・・・軽度の認知症高齢者及びその家族

内 容・・・認知症高齢者の理解とその接し方、疑似体験、介護保険の上手な使い方、情報交換会等を行います。

利用料・・・無料

参加するには

広報さむかわ等で募集を行います。

【お問い合わせ先】 高齢介護課 介護保険担当 74-1111



✿ 健康つみたて教室（二次予防事業）

心身の生活機能に低下が見られる高齢者を対象に、専門家の指導による介護予防の教室を開催します。教室開始前には参加者の皆さんからお話を伺い、それぞれに個別の参加計画を立てた対応を行います。

対象者・・・介護予防チェックリストの該当者（町より個別に案内が届きます）。

内 容・・・介護予防教室（身体や頭の体操、栄養講座、健康講座など）

回 数・・・全12回（月4回、3ヶ月間の開催）

利用料・・・昼食代400円（1回につき）



✿ 参加するには

介護予防チェックリストに該当されている方に、個別に案内のお手紙が届きます。

（※介護予防チェックリストに該当していない方は参加いただけません）

【お問い合わせ先】高齢介護課 介護保険担当 74-1111

✿ 元気はっけん教室（一次予防事業）

加齢に伴い、「最近つまずきやすくなった」「認知症予防に何かしたい」「最近家に閉じこもりがちだ」などと感じている方を対象に、健康体操や頭の体操、レクリエーション等を中心とした介護予防の教室を開催します。

対象者・・・町内在住の高齢者（65歳以上）で要介護認定を持っていない方

内 容・・・介護予防教室（身体や頭の体操、栄養講座、健康講座など）

回 数・・・全12回（月2回、6ヶ月間の開催）

利用料・・・無料

✿ 参加するには

広報さむかわで参加者を募集します。（3月号、9月号に掲載予定）

【お問い合わせ先】高齢介護課 介護保険担当 74-1111

各種サービスのご案内

お父さんのためのアンチエイジング講座（一次予防事業）

いつまでも健康な身体を維持し、いきいきとした生活を送りたいと感じている男性を対象に、トレーニングやストレッチ、レクリエーション、栄養講座などの教室を行います。

対象者・・・町内在住の高齢者（65 歳以上）で要介護認定を持っていない男性

内 容・・・筋力トレーニング、有酸素運動、認知症予防や健康の講座

回 数・・・全12回（月2回、6ヶ月間の開催）

利用料・・・無料

参加するには

広報さむかわで参加者を募集します。（3月号、9月号に掲載予定）

【お問い合わせ先】高齢介護課 介護保険担当 74-1111

生活支援型デイサービス（一次予防事業）

閉じこもり防止、心身機能の向上や孤独感の解消を目的とし、町ふれあいセンターを会場に健康体操や生活指導を行います。

対象者・・・町内在住の高齢者（65 歳以上）で要介護認定を持っておらず、事業の目的に当てはまる方

内 容・・・給食、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、レクリエーションなど

回 数・・・週1回 開催

利用料・・・利用料200円、昼食代400円、送迎代100円（片道）。

参加するには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話でご相談下さい。

【お問い合わせ先】高齢介護課 介護保険担当 74-1111





高齢者健康トレーニング教室（一次予防事業）

寒川総合体育館のトレーニングルームを活用して、高齢者の為の運動教室を開催しています。ストレッチやマシントレーニングなどを行い、楽しく体力アップを図ります。

対象者・・・町内在住の高齢者（65 歳以上）で要介護認定を持っていない方

内 容・・・運動教室（ストレッチ、マシントレーニングなど）

回 数・・・全 8 回（月 4 回、2 ヶ月間の開催）

利用料・・・無料

参加するには

広報さむかわで参加者を募集します。（5月号、7月号、9月号、11月号、1月号に掲載予定）

【お問い合わせ先】高齢介護課 介護保険担当 74-1111



各種サービスのご案内

寒川町社会福祉協議会のサービス事業

寒川町社会福祉協議会は、地域福祉の向上のため、各種事業やサービスを行っています。

紙おむつ代の助成

在宅でねたきりの状態にある方等を介護している家族の方に対し、紙おむつ代を助成します。

対象者・・・町内在住のねたきり、または認知症のため、常に紙おむつが必要と認められる高齢者（65歳以上）を介護している家族（入所・入院中の場合は対象外）

内 容・・・①高齢者を介護している生計中心者の町民税額が50,000円以下の世帯
→購入費用の1/2を助成（月額1人あたり5,000円を限度）

②要介護認定で要介護4又は5の高齢者を介護している生計中心者の町県民税額が非課税の世帯
→購入費用を助成（年額1人あたり75,000円以内）

ご利用になるには

社会福祉協議会へ必要書類を揃えてお申し込み下さい。

○必要書類 申請書、領収書、振込口座の分かるもの
町民税課税証明書又は非課税証明書（年に1度最初の申請の時のみ）

○申請ができる時期

申請月	7月	10月	1月	3月
購入月	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分

※3月は25日までに申請してください

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621



福祉有償運送

単独では公共交通機関の利用が難しく、「自動車税の減免制度」、「福祉タクシー制度」等を利用していない方を対象に、ボランティアの協力のもと車での送迎を行います。

対象者・・・上記の内容に加えて、次のいずれかに該当する方。

- ① 外出時に車いすが必要な方
- ② 身体障害者手帳 1 級、2 級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳 A 1、A 2 の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
- ⑤ その他、運行管理責任者が必要と認めた方

※原則、付き添いの方がが必要です。状況によりその他の場合もご利用いただける場合がありますので、まずはご相談ください。

内 容・・・平日の午前 9 時～午後 5 時（※年末年始除く）

町社会福祉協議会事務所（宮山 4 0 1 番地、町健康管理センター内）を拠点として半径 2 0 キロメートル内を運行範囲とし、病院や福祉施設、養護学校等への送迎を行います。

回 数・・・月 4 回まで

利用料・・・タクシー料金の約 4 割の料金と保険代（2, 0 0 0 円/ご本人と付き添いの方の場合）

ご利用になるには

詳しくは、窓口へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター 0467-72-3721

各種サービスのご案内

車いす貸し出しサービス

歩行困難者に対して、車いすの貸出を行います。

対象者・・・町内在住の歩行困難者

期 間・・・1ヵ月間

利用料・・・無料

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口でお申込みください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

サポートさむかわ

ボランティアによる、日常生活のちょっとしたお困りごとのお手伝いです。

対象者・・・町内在住の高齢者のみもしくは障がい者のみの世帯で、日常生活でのちょっとした困りごとがある方

内 容・・・掃除、窓ふき、草取り、片付け、衣替え、お買い物、話し相手、裁縫 等
※内容によってはお断りする場合があります。
※7-9月頃については、草取りや外での作業はお休みします

日 時・・・平日の午前9時～午後5時（※祝祭日、年末年始除く）

回 数・・・1日1回60分、月に2回まで

利用料・・・30分まで150円 60分まで300円（※サポーター1人につき）

ご利用になるには

寒川町社会福祉協議会ボランティアセンターへ電話か、直接窓口でお申込みください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター 0467-72-3721



生活福祉資金の貸付（神奈川県社会福祉協議会委託事業）

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

対象者・・・低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

緊急援護資金の貸付

一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援助が必要と認められる世帯に対して資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

対象者・・・町内に6ヶ月以上居住し、他から融資を受けることができない世帯。

※生活保護世帯への貸付はできません。

※貸付には担当民生委員との面接が必要です。

※償還は1年以内。無利子です。

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

各種サービスのご案内

日常生活自立支援事業（あんしんサービス）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことにより、自立した生活を送れるよう支援します。

対象者・・・寒川町に在住し、この事業の内容を理解でき、契約能力はあるが、物事の判断が不十分な方で、次のいずれかに該当する方

- ① 概ね65歳以上の方
- ② 身体、知的、精神に障がいのある方など

内 容・・・①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供、利用または利用をやめるために必要な手続き、苦情解決制度を利用する手続きを援助します。
（※できないことがあります…保証人になること、福祉施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護・看護・買い物、掃除など）

②日常的な金銭管理サービス

- ・銀行などに行って、日常的に必要なお金の出し入れの支援。
- ・医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続き。
- ・利用料や日用品などの代金を支払う手続き。
（※できないことがあります…不動産や預貯金の運用など）

③書類等の預かりサービス

- ・預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。
（預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書など）
（※お預かり出来ない物…貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など）

利用料・・・生計中心者の前年度町民税年額によって変わります。

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621



法人後見事業（あんしんサービス）

町内在住で、様々な事情により後見人などの引き受け手がなく、身上監護を中心として成年後見人などが必要な方について、寒川町社会福祉協議会が法人として成年後見人などになることができます（選任にあたっては、家庭裁判所の判断になります）。

対象者・・・①寒川町に在住し、他の適切な法定後見人候補者が得られない方

②生活保護を受給している方

③町県民税非課税世帯で高額な資産・財産を所有していない方

内 容・・・身上監護（生活・医療・介護等に関する契約や手続き）を中心としている方に対し、法人として後見業務を行います。

ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

成年後見相談事業

「成年後見制度」に関する相談に、行政書士がお答えしています。相談は無料、秘密は守られますので、お気軽にご相談下さい。

対 象・・・町内在住の方、福祉関係の事業所

日 時・・・毎月第1金曜日 13時～15時（祝日の場合は次週）

1回60分以内 1日に2組まで

場 所・・・寒川町健康管理センター

ご利用になるには

要事前予約（先着順）。相談日の前日までに、社会福祉協議会にご連絡ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 0467-74-7621

成年後見制度って？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための制度です。

寒川町地域包括支援センター

寒川町地域包括支援センターでも、高齢者の成年後見制度に関する質問について、お電話や窓口での相談に対応しています。お気軽にご相談下さい

【お問い合わせ先】寒川町地域包括支援センター0467-72-1294

 寒川町シルバー人材センター

シルバー人材センターは、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある人を会員とし、一般家庭や企業などから仕事を受け、就業を通して健康維持や仲間づくりを図る公益社団法人です。

名 称：公益社団法人 寒川町シルバー人材センター

住 所：寒川町小動 9 8 2 - 2

 シルバー人材センターで働きたい方

まずは、シルバー人材センターへ会員の登録をしていただくことになります。登録完了後、仕事の依頼があった際に、事前の登録内容に基づき、シルバー人材センターより仕事を斡旋し、作業に従事していただきます。

登録出来る方・・・町内在住で概ね 60 歳以上で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同される方
主な仕事内容・・・軽作業等（草取り、植木の手入れ、襖や障子の張り替え、駐輪場整理、清掃 etc）

 ご登録になるには

まずは、入会説明会へご参加下さい。開催日程については、お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】寒川町シルバー人材センター 0467-74-7622

 シルバー人材センターへ仕事を依頼したい方

まずは、シルバー人材センターへお電話等でご連絡下さい。仕事の内容等をお伺いし、調整をさせて頂きます。（※お名前、ご住所、電話番号、内容、作業期間、日時、作業場所をお伺いします。）

 ご利用になるには

シルバー人材センターへお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】寒川町シルバー人材センター 0467-74-7622



❀ ゆめクラブ寒川（寒川町老人クラブ連合会）

ゆめクラブ寒川は、「寝たきりにならない・ぼけない・孤立しない」の3ない活動を重点に会員相互の交流を図り、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行っているクラブです。

❀ ゆめクラブ寒川の活動

仲間と一緒にスポーツや歌、趣味や旅行、学習等を楽しんでいます。特に、毎月2～3回実施している健康体操は大変好評です。また、ボランティア活動を行ったり、スポーツ大会を開催したり、元気で明るい生活を送るための活動をしています。

活動内容・・・健康体操教室（歌って回想健康法、女性部いきいき健康教室など）

スポーツ大会・講座（ニュースポーツ講座、グラウンドゴルフ教室、高齢者スポーツ大会など）

教養講座（カラオケ教室、医療講座）、春・秋の親睦旅行、奉仕活動（街路の除草、清掃など）

❀ 会員になるには

概ね60歳以上の方が対象です。お電話等で老人クラブ連合会事務局へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】寒川町老人クラブ連合会事務局 0467-74-7715

住所：寒川町小動982-2 ふれあいセンター内



各種相談先

寒川町ふれあいセンター

寒川町ふれあいセンターは、高齢者の方がいつまでも明るく健康で、自身の豊かな経験と知識・技能を活かして活動を行う為の施設です。介護予防のための事業や、地域や世代間の交流を行うための拠点としてご利用下さい。

名称：寒川町ふれあいセンター

住所：寒川町小動 982-2



施設の貸し出し

各種講座などが実施されていない日は、ふれあいセンターの施設を貸し出ししています。

利用申込のできる方	町内在住の60歳以上の方10人以上で構成している団体。（※要事前登録）
利用のできる施設	会議室 A、会議室 B、調理実習室兼サロン室
利用の出来る目的	①高齢者の豊かな経験と知識の活用及び文化活動をとおして、社会参加や地域、世代間の交流を図る事業 ②健康や生きがいを高め、介護予防の促進を図る事業。
利 用 料	無 料
利用時間	①午前9時から午後1時まで ②午後1時から午後5時まで ※連続使用する場合はこの限りではありません。
休 館 日	年末年始（12月28日から1月3日まで） ※必要に応じて休館する場合があります。

ご利用になるには

希望する日の2ヶ月前から、1週間前までにシルバー人材センターへお問い合わせ下さい。
【お問い合わせ先】寒川町シルバー人材センター 0467-74-7622

囲碁・将棋の利用

ふれあいセンターにある囲碁・将棋をご利用いただけます。

対 象 者・・・町内在住60歳以上の方

利用日時・・・午後9時～午後5時

利 用 料・・・無料



ご利用になるには

シルバー人材センターへお問い合わせ下さい。
【お問い合わせ先】寒川町シルバー人材センター 0467-74-7622



専門家（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師等）による相談を随時無料で受け付けています。お困りの事があれば、まず、地域包括支援センターにご相談下さい。

- 等

そんなときは、**地域包括支援センター**へご相談ください！

$$1 - \beta_1 < 1$$

FAX: 0467-72-5552

住所：寒川町宮山 165 寒川町役場 1 階



認知症の家族を抱える介護者が集まって情報交換をおこなっています。ひとりで悩んでいないで、同じような体験をしている仲間とお話しませんか。わかり合えることもたくさんあると思います。参加をお待ちしております。

日 時・・・毎月 第4火曜日 午後1時半～午後3時半

場 所・・・寒川町健康管理センター3階 ボランティア活動室

参加費・・・無料

参

予約などは必要ありません。当日会場へお越しください。

【お問い合わせ先】 寒川介護者のつどい 佐藤 0467-75-6015

各種相談先

その他の問い合わせ先

寒川町 福祉部 高齢介護課（寒川町宮山 165）

電 話：0467-74-1111（代表）、FAX：0467-74-5613

-  寒川町役場が行っている高齢者向けサービスについて知りたい。
-  介護保険料の納付について聞きたい。
-  介護保険の認定について聞きたい。 等

寒川町社会福祉協議会（寒川町宮山 401 健康管理センター1 階）

電 話：0467-74-7621、FAX：0467-74-5716

-  社会福祉協議会が行っているサービスについて知りたい。等

茅ヶ崎警察署（茅ヶ崎市十間坂 1-3-25）

電 話：0467-82-0110

-  高齢者がいなくなった。
-  道に迷っている高齢者がいる。

【認知症全般の相談】

かながわ認知症コールセンター

電 話：0570-0-78674 なやむことなし ※ナビダイヤル

受付時間：月曜、水曜 午前 10 時～午後 8 時

土曜 午前 10 時～午後 4 時

※祝日を含む・年末年始を除く

よこはま認知症コールセンター

電 話：045-662-7833 なやみさよなら

受付時間：火曜・木曜・金曜 午前 10 時～午後 4 時

※祝日を含む・年末年始を除く

【専門医療相談】

東海大学医学部付属病院 認知症疾患医療センター

電 話：0463-93-1121（代）

受付時間：月曜～金曜 午前 9 時～午後 3 時

第 1・3・5 土曜 午前 9 時～正午

※祝日、11 月 1 日、年末年始を除く



❀ 町内で認知症の診療を行う医療機関の紹介

受診をされる場合には、あらかじめ医療機関にお電話等でご確認下さい。また、この名簿は認知症の方や家族の支援のためのものです。趣旨をご理解いただき、目的外の使用は固くお断りします。

【掲載内容】

- ・認知症の診療科…認知症の診療を行う科名
- ・鑑別診断実施…鑑別診断を行っている場合は○
- ・認知機能検査…実施している認知機能検査を記載
- ・画像診断…実施している画像診断検査を記載
- ・専門外来…認知症専門外来を実施している場合は○
- ・入院対応…認知症の治療を目的とする入院が可能である場合は○
- ・往診…往診が可能である医療機関は○
- ・医療ソーシャルワーカー…医療ソーシャルワーカーの配置がある場合は○
- ・よりそいノート…よりそいノートの活用がある場合は○

○病院

1	医療機関名		住 所		電話番号	
	宗教法人寒川神社 寒川病院		寒川町宮山193		75-6680	
	認知症の診療科	神経内科	画像診断	CT、MRI	往診対応	
	鑑別診断実施	○	専門外来		医療ソーシャルワーカー	○
	認知機能検査	長谷川式、MMSE	入院対応		よりそいノート	

2	医療機関名		住 所		電話番号	
	けやきの森病院		寒川町宮山3505		74-5331	
	認知症の診療科	精神科	画像診断		往診対応	
	鑑別診断実施		専門外来		医療ソーシャルワーカー	○
	認知機能検査	長谷川式	入院対応	○※	よりそいノート	

※若年性認知症の方の入院対応については要相談

○診療所

1	医療機関名		住 所		電話番号	
	さむかわ富田クリニック		寒川町一之宮 2-23-11		72-5777	
	認知症の診療科	内科	画像診断	CT、MRI※	往診対応	○
	鑑別診断実施	○	専門外来		医療ソーシャルワーカー	
	認知機能検査	長谷川式	入院対応		よりそいノート	

2	医療機関名		住 所		電話番号	
	永田外科		寒川町倉見 3793-3		75-6075	
	認知症の診療科	内科	画像診断		往診対応	
	鑑別診断実施		専門外来		医療ソーシャルワーカー	
	認知機能検査	長谷川式	入院対応		よりそいノート	○

3	医療機関名		住 所		電話番号	
	医療法人社団 誠成会 寒川駅前クリニック		寒川町岡田 109-1		72-3588	
	認知症の診療科	整形外科、内科	画像診断		往診対応	
	鑑別診断実施		専門外来		医療ソーシャルワーカー	
	認知機能検査		入院対応		よりそいノート	

※認知症と診断された方の整形疾患や内科疾患を治療します

※神奈川県 保健福祉局 福祉部 高齢社会課「認知症の診療を行う医療機関名簿-神奈川県ホームページ」より

平成 28 年度寒川町高齢者ガイド
発行月日／平成 28 年 4 月
〒253-0196 寒川町宮山 165 番地
TEL 0467(74)1111 (代表)

